（電磁的記録による保存）

第四条　民間事業者等が、法第三条第一項の規定に基づき、前条の規定に基づく書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行う場合は、次に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。

一　作成された電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物（以下「磁気ディスク等」という。）をもって調製するファイルにより保存する方法

二　書面に記載されている事項をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取ってできた電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法

2　民間事業者等が、前項の規定に基づく電磁的記録の保存を行う場合は、必要に応じ電磁的記録に記録された事項を出力することにより、直ちに明瞭かつ整然とした形式で民間事業者等の使用に係る電子計算機その他の機器に表示及び書面を作成できる措置を講じなければならない。

（法第四条第一項の主務省令で定める作成）

第五条　法第四条第一項の主務省令で定める作成は、認定こども園法施行規則第三十条第一項から第三項までの規定に基づく書面の作成とする。

（電磁的記録による作成）

第六条　民間事業者等が、法第四条第一項の規定に基づき、前条の規定に基づく書面の作成に代えて当該書面に係る電磁的記録の作成を行う場合は、民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク等をもって調製する方法により作成を行わなければならない。

（法第六条第一項の主務省令で定める交付等）

第七条　法第六条第一項の主務省令で定める交付等は、認定こども園法施行規則第三十条第二項及び第三項の規定に基づく書面の交付等とする。

（電磁的記録による交付等）

第八条　民間事業者等が、法第六条第一項の規定に基づき、前条の規定に基づく書面の交付等に代えて当該書面に係る電磁的記録に記録されている事項の交付等を行う場合は、次に掲げる方法により行わなければならない。

一　電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ　民間事業者等の使用に係る電子計算機と交付等の相手方の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ　民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された書面に記載すべき事項を電気通信回線を通じて交付等の相手方の閲覧に供し、当該相手方の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該事項を記録する方法（法第六条第一項に規定する方法による交付等を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

二　磁気ディスク等をもって調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法

2　前項に掲げる方法は、交付等の相手方がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるものでなければならない。

（電磁的方法による交付等の承諾）

第九条　民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行令第二条第一項の規定により示すべき電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

一　前条第一項各号に掲げる方法のうち民間事業者等が使用するもの

二　ファイルへの記録の方式

附　則

この命令は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十六号）の施行の日（平成二十七年四月一日）から施行する。

省　令

○財務省令第十四号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係政令等の整備等に関する政令（平成二十七年政令第百二十八号）の施行に伴い、及び関係政令の規定に基づき、戦没者等の妻に対する特別給付金支給法施行令第一条第三号に規定する担保権者を定める省令等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日　　財務大臣　麻生　太郎

戦没者等の妻に対する特別給付金支給法施行令第一条第三号に規定する担保権者を定める省令等の一部を改正する省令

（戦没者等の妻に対する特別給付金支給法施行令第一条第三号に規定する担保権者を定める省令等の一部改正）

第一条　次に掲げる省令の題名及び本則中「第一条第三号」を「第一条第一項第三号」に改める。

一　戦没者等の妻に対する特別給付金支給法施行令第一条第三号に規定する担保権者を定める省令（昭和三十九年大蔵省令第四十八号）

二　戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法施行令第一条第三号に規定する担保権者を定める省令（昭和四十一年大蔵省令第五十九号）

三　戦没者の父母等に対する特別給付金支給法施行令第一条第三号に規定する担保権者を定める省令（昭和四十三年大蔵省令第四十七号）

（戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法施行令第二条第三号に規定する担保権者を定める省令の一部改正）

第二条　戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法施行令第二条第三号に規定する担保権者を定める省令（昭和四十二年大蔵省令第五十一号）の一部を次のように改正する。

題名及び本則中「第二条第三号」を「第二条第一項第三号」に改める。

附　則

この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。

○文部科学省・厚生労働省令第二号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十六年法律第五十一号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う文部科学省・厚生労働省関係省令の整備に関する省令を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日　　文部科学大臣　下村　博文

厚生労働大臣　塩崎　恭久

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う文部科学省・厚生労働省関係省令の整備に関する省令

（歯科衛生士学校養成所指定規則の一部改正）

第一条　歯科衛生士学校養成所指定規則（昭和二十五年文部省厚生省令第一号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「昭和二十三年法律第二百四号」の下に「。次条第四号の三において「法」という。」を加える。